

幼児教育・保育の無償化について

令和元年6月26日

川崎市こども未来局保育課

1 幼児教育・保育の無償化とは

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国において、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設するもので、その正式名称は「子育てのための施設等利用給付」といいます。

2 幼児教育・保育の無償化に関する法令について

子育てのための施設等利用給付制度は、子ども・子育て支援法の一部改正として位置付けられており、その施行日は令和元年10月1日です。

3 子育てのための施設等利用給付制度の概要（子ども・子育て支援法第30条の11）

この制度は、「市町村が、①の対象施設を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する」制度です。

①の対象施設・・・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたもの。

今般の「確認」を受けて、無償化の対象施設となります。提出されないと、無償化の対象施設となりませんので、ご注意ください。

②の支給要件・・・以下のいずれかに該当し、市町村の認定を受けた子ども。

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども。認可外保育施設を利用するためには、保育の必要性の認定が必要。
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども
子どもの在住する市町村で施設等利用給付認定を受けるので、川崎市在住の子どもを本市で認定することとなります。

以上のことから、10月からの無償化実施にあたり、必要となる事務手続きは、以下のとおりです。

	事務手続き	概要	時期
1	特定子ども・子育て支援施設等の確認	事業者は、川崎市に確認申請書類を提出する	今回の作成依頼です。 7月31日（水）までに提出。
		川崎市は、提出された書類を確認する	提出後審査し、9月中に公示
2	施設等利用給付認定	保護者は、川崎市に給付認定書類を郵送にて提出する。	3～5歳児は、申請書を家庭に郵送します。0～2歳児は、川崎市ホームページより申請書をダウンロードし、申請します。
		川崎市は、市内在住児から提出された書類を審査し、無償化給付の対象者として認定する。	
3	施設等利用費の請求	施設を利用した際に要する費用を支給する。	<u>詳細は8月の説明会で説明します。</u>

4 無償化の実施に関する対象施設の確認について（子ども・子育て支援法第58条の2）

川崎市が施設等利用給付の支給に係る施設であると確認した施設のことを「特定子ども・子育て支援施設」と
いいます。これは、児童福祉法に基づく認可外保育施設としての届出があることを前提として、子ども・子育て
支援法に基づく施設等利用給付を実施する観点から、給付対象となる事業者を確定することと、その施設が満た
すべき保育の質や運営基準を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行うことができるよ
うになります。

また、今般の確認は施設所在地の市町村が行うものですが、他の市町村においても効力を有します。

(1) 子ども・子育て支援施設に求める運営基準について

◆保育の質の基準

⇒認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省通知）

◆施設で満たすべき運営基準

⇒川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例（改正予定）

予定されている内容

- ・ 保育を提供した日、時間帯、具体的な保育の内容の記録
- ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び保護者への説明と同意
- ・ 領収証などの交付
- ・ 秘密保持
- ・ 職員、設備及び会計記録等の整備

以上のことについて、本市条例を改正し、確認を受けた施設が満たすべき基準とする予定です。

詳細は、8月の説明会で説明する予定です。

(2) 確認に関する事務手続きについて

ア 提出書類

	提出書類	添付書類
1	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	定款・寄付行為及び登記事項証明書 役員の氏名・生年月日・住所の一覧及び子ども・子 育て支援法第58条の10第2項に規定する申請を できない者に該当しないことを誓約する書面（別添 様式 誓約書兼役員一覧）
2	付表2 認可外保育施設様式	認可外保育施設設置届及び変更届の写し 料金表及び利用案内・パンフレット 認可外保育施設施設指導監督基準を満たす証明書の 写し 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し 当の研修を受講・参加したことがわかる書類（ベビ ーシッター及び1日に保育する乳幼児の数が5人以 下である施設のみ）

※付表2の3ページ目については、ベビーシッター及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である
施設のみ使用してください。

イ 提出方法

郵送または持参

ウ 提出先

川崎市こども未来局保育課保育支援係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

エ 提出期日

令和元年7月31日（水）郵送の場合は当日消印有効

オ 記載にあたっての注意

提出書類については、もれなく記載し、確認申請書には押印（契約書に使用する代表者印）をすること。

5 無償化に関する今後の予定について

時期	説明会等予定	内容
7月31日	園の確認申請書類提出期限	
8月中	在園児の認定申請開始 川崎市へ提出	3～5歳児は川崎市から申請勧奨通知郵送 0～2歳児は川崎市ホームページに掲載予定。それぞれ記入し、川崎市へ各自郵送。
8月下旬	認可外保育施設向け無償化説明会	詳細につきましては、後ほどお知らせします。
9月中	無償化対象施設の公示	川崎市ホームページで公示予定
9月下旬	市から各園に向けて認定通知書配布予定	8月に提出された認定申請に対する認定通知等の配布。